

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月30日 07時09分ごろ
発生場所	北海道稚内市稚内港北北西方沖 稚内市稚内灯台から真方位330° 9.4海里（M）付近 （概位 北緯45° 35.0′ 東経141° 32.0′）
事故調査の経過	平成22年10月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第8 <sup>しやうき</sup> 昌喜丸、19.5トン IK2-3638（漁船登録番号）、個人所有 17.80m（Lr）×3.70m×1.31m、FRP ディーゼル機関、408.20kW、昭和52年5月 B 漁船 第八 <sup>えいこう</sup> 栄光丸、19トン AM2-5460（漁船登録番号）、個人所有 18.99m（Lr）×4.37m×1.78m、FRP ディーゼル機関、294.20kW、平成5年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年6月24日 免許証交付日 平成20年2月28日 （平成25年3月18日まで有効） B 船長B 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月8日 免許証交付日 平成21年12月17日 （平成27年5月8日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A スパンカー及び手すり曲損、トイレ破損等 B 船首部に擦過痕
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、稚内港へ向けて自動操舵により、針路約148°（真方位、以下同じ。）及び速力約8.5ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）で航行していた。 船長Aは、操舵室左舷側の椅子に腰を掛けて単独で操船していたところ、レーダーにより後方から接近するB船に気付いたが、後ろから衝突されることはないと思い、前方に注意を向けていた。

	<p>船長Aは、船尾甲板上にいた甲板員の叫び声を聞いて後方を振り向いたところ、B船が間近に迫っていたので慌てて速力を上げた。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、稚内港へ向けて自動操舵により、針路約149°及び速力約9knで航行していた。</p> <p>船長Bは、自船の速力が遅いことから、同航する他船は自船を追い越して航行するものと思い、レーダー画面を気にすることもなく、操舵室の床に横たわって腹筋運動をしていたところ、僚船からの無線連絡でB船がA船と衝突したことを知らされた。</p> <p>両船は、平成22年8月30日07時09分ごろ、稚内灯台から330°9.4M付近において、A船船尾部とB船船首部とが衝突した。</p> <p>両船は、自力で稚内港へ入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、波向 南西</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、06時00分ごろ、稚内港北西方約20Mの漁場を発進した際、レーダーにより後方に2隻の漁船を初めて探知した。</p> <p>船長Bは、04時40分ごろ、稚内港北西方約32Mの漁場を発進した際、レーダーにより左舷前方に約2～3隻の漁船を初めて探知した。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船及びB船が共に南東進中、稚内港北北西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、単独で操船中の船長Aが、前方に注意を向けていて後方の適切な見張りを行っていなかったことから、B船が船尾に接近するまで気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、単独で操船中の船長Bが、操舵室の床に横たわって腹筋運動をしていて見張りを行っていなかったことから、前路を同航するA船の船尾に接近して衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、稚内港北北西方沖において、A船及びB船が共に南東進中、A船が後方の適切な見張りを行わず、また、B船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	